

# 指定整備記録簿の様式変更について

令和6年10月1日より、指定整備記録簿の様式（指定自動車整備事業規則第10条の2関係）が変更になります。

**全ての様式が変更**になりますので、10月1日以降は、OBD検査の実施有無に関わらず旧様式の使用はできません。



**別表3      別表4      別表5      別表6**  
**別表7（別表5の2）**

※なお、新様式の販売開始は、9月2日（月）を予定しています。